

「平成19年度町道マロニエ・プラタナス線舗装補修工事」条件付一般競争入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、七ヶ浜町財務規則(昭和51年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、「平成19年度町道マロニエ・プラタナス線舗装補修工事」請負契約にあたって実施する条件付一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「条件付一般競争入札」とは、本町が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5の規定により、当該工事請負契約に必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札の方式をいう。

(入札参加資格条件)

第3条 条件付一般競争入札の参加資格条件は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 当該工事に対応する業種について、本町の競争入札参加資格承認をされている者であること。
- (2) 七ヶ浜町の指名停止期間中でないこと。
- (3) 自治令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項に規定する総合評定値が、公告で定める基準を満たしていること。
- (5) 建設業法第26条に規定する主任技術者及び監理技術者を専任で配置できること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 前各号に掲げる要件のほか、町長が特に必要と認める要件を満たしている者であること。

(入札の公告)

第4条 町長は、自治令第167条の6及び規則第90条の規定により、当該工事に係る公告をするとともに、その内容について広く周知するよう努めなければならない。

(入札参加資格申請等)

第5条 この要綱に定める条件付一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加申請者」という。)は、公告の定める期限までに、町長に対し条件付一般競争入札参加申請書(様式第1号)を提出し、当該工事に係る入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 前項の条件付一般競争入札参加申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 類似工事の施工実績調書(様式第2号)
- (2) 配置予定の技術者に関する調書(様式第3号)
- (3) 総合評定値通知書の写し
- (4) その他公告により示す書類

(入札参加資格の審査及び判定)

第6条 財政課長は、前条により提出のあった条件付一般競争入札参加申請書等が設定条件に合致することを確認し、七ヶ浜町工事請負等指名委員会(以下「委員会」という。)に提出するものとする。

2 委員会は、条件付一般競争入札参加申請書を審査し、入札参加資格の適否を判定する。

(条件付一般競争入札の取り止め)

第7条 町長は、前条の規定により審査した結果、入札参加資格を有する者の数が4以下となり、かつ、十分な競争性を確保し得ないと判断する場合は、当該条件付一般競争入札を中止することができる。この場合において、町長は、入札参加資格の設定を見直し、改めて条件付一般競争入札を行うか、又は、指名競争入札を行うかを選択することができる。

2 町長は、前項の規定により条件付一般競争入札を中止したときは、その旨を公告するとともに、参加申請者に対して通知しなければならない。

3 町長は、第1項後段の規定により指名競争入札を行う場合は、当該条件付一般競争入札に参加申請をし、かつ、入札参加資格を有する者について、優先的に指名を行うものとする。

(入札参加申請者への審査結果の通知等)

第8条 町長は、第6条第2項により決定した入札参加資格の適否を、入札参加申請者に対し、入札参加資格確認通知書(様式第4号)により通知するものとする。この場合において、入札参加資格を有しないとされたものについては、その理由を付するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、町長に対し、書面によりその理由を求めることができる。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに回答するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第9条 当該工事に係る入札参加資格を有するとされた者(以下「入札参加資格者」という。)は、公告の翌日から開札の日までの間に次の各号に掲げるいずれかの理由に該当することとなったときは、当該工事に係る入札に参加することができないものとする。

(1) 第3条に規定する入札参加資格を満たさないこととなったとき。

(2) 条件付一般競争入札参加申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(入札参加資格の喪失の通知)

第10条 町長は、前条の規定により入札参加資格を喪失した者があるときは、条件付一般競争入札参加資格喪失通知書(様式第5号)にその理由を付して、当該入札参加資格を喪失した者に対し速やかに通知しなければならない。

(設計図書等の閲覧)

第11条 当該工事の仕様書、図面等(以下「設計図書等」という)は、紙面又はデータにより閲覧に供するものとする。

2 入札参加資格者は、設計図書等に対して質問があるときは、公告において指定された期間内に、町長に質問書を提出するものとする。

3 町長は、前項の設計図書等に対する質問書を受理したときは、財政課長を經由して建設課長に回答書を作成させ、当該回答書を公告に定めた方法により閲覧に供するものとする。

(入札の執行等)

第12条 入札は、別に定める郵送併用式競争入札要領及び通常競争入札要領により執行するものとする。

2 自治令第167条の8第3項の規定による再度の入札は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 再度の入札は、1回に限りこれを行うことができる。

(2) 規則第96条の規定により最低制限価格を設定したときは、入札に参加しなかった者、規則第94条に規定する無効の入札を行った者又は1回目の入札で最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 再度の入札の結果、落札者がいないときは、随意契約により契約を締結することができる。この場合において、町長は、再度の入札において最低制限価格より低い価格の入札をした者と契約を締結することができない。

(異議を申し立てることの禁止)

第13条 入札をした者は、入札後この要綱、仕様書、図面等についての不明又は錯誤等を理由に、異議を申し立てることはできないものとする。

(申請資料の取扱い)

第15条 入札参加者から提出された条件付一般競争入札参加申請資料は、当該申請者に返還しない。また、その内容は公表しないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。